

## 令和6年度会長職務代行順位並びに運営委員長及び幹事について

会則上、会長が定めるとされているものについて、令和6年度は次のとおりとする。

## 1 会長職務代行順位

会則第8条第2号に定める会長職務代行順位は、

1 東栄町

2 愛西市

とする。

## 2 運営委員会運営委員長及び幹事

会則第10条第3項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	
愛 知 県	

幹事	
ブロック	団体名
尾 張	一 宮 市
	瀬 戸 市
	春 日 井 市
	東 郷 町
海 部	愛 西 市
	蟹 江 町
知 多	常 滑 市
	阿 久 比 町
西 三 河	知 立 市
	高 浜 市
東 三 河	豊 川 市
	東 栄 町
準 会 員	海部南部水道企業団

## あいち電子自治体推進協議会会則（抜粋）

（役員の職務）

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計の監査をする。

（略）

（運営委員会）

第10条 運営委員会は、会員及び準会員である団体の情報担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

2 運営委員会に運営委員長を置き、運営委員長は会長が選任する。

（略）

（幹事会）

第10条の2 幹事会は、前条第2項に定める運営委員長、別表第2に定める地域ブロック内の会員を代表する幹事及び準会員を代表する幹事で組織する。

- 2 幹事は、会長が選任する。
- 3 幹事会は運営委員長が必要と認めるときに招集する。
- 4 幹事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 5 幹事会の運営方法等については、運営委員長が別に定める。

別表第2

（地域ブロック）

尾張 海部 知多 西三河 東三河